

令和4年度 養子縁組民間あっせん機関助成事業
養親希望者手数料負担軽減事業の交付申請について

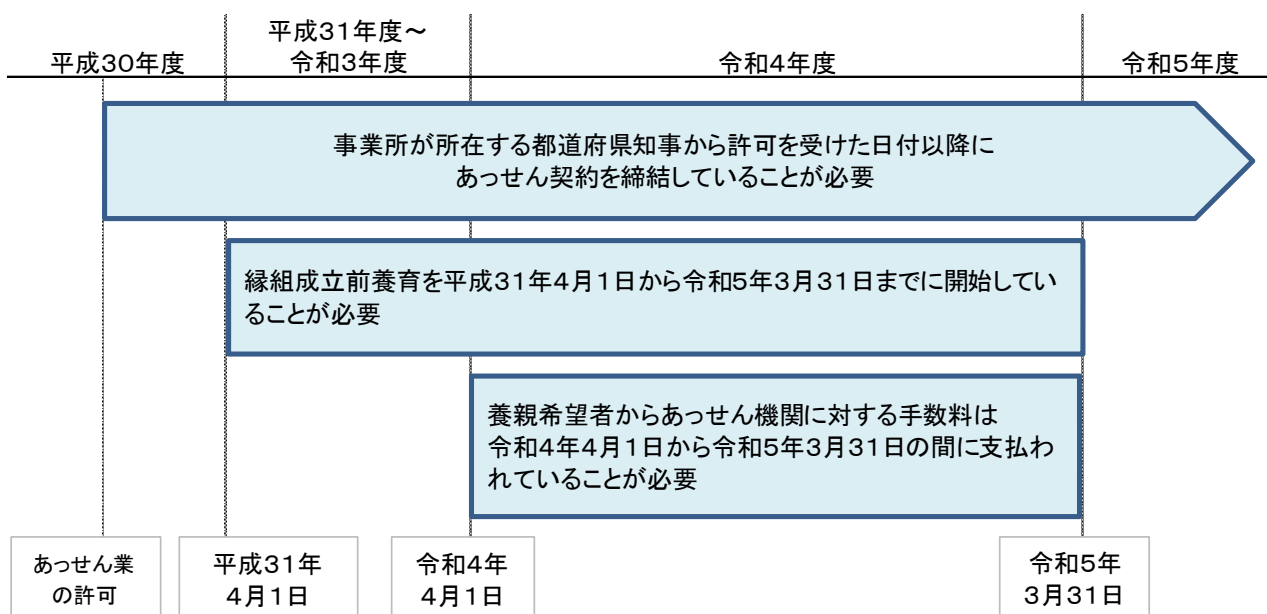
- 1 事業の概要
- 2 補助の内容・要件
- 3 交付申請の手続き
- 4 交付申請必要書類一覧・チェックリスト
- 5 交付申請書の記載例
- 6 あっせん事業者ご担当者様へ
～ 東京都養子縁組民間あっせん機関助成事業 手数料支払証明書
(別紙6) の記載例

1 事業の概要

- この事業は、都内（児童相談所設置区を除く）に居住する養親希望者（以下「養親希望者」という。）の負担軽減を図るため、養親希望者が養子縁組あっせん機関に対して支払った手数料について、東京都が養親希望者に対して、当該手数料負担に相当する額の全部又は一部を補助するものです。
※児童相談所設置区に居住する養親希望者は、居住する自治体へ直接お問合せください。
- このマニュアルでは、補助の内容や要件、申請に必要な手続き等をご案内しております。内容をご確認の上で申請手続きを行っていただくようお願いいたします。

2 補助の内容・要件

- あっせん機関が、事業所が所在する都道府県知事から許可を受けた日付より後に締結した契約に基づいてあっせんを行い、養親希望者が縁組成立前養育を開始した場合に、養親希望者があっせん機関に対して支払った手数料について、補助を行います。
- 令和4年度に補助対象となるのは、下記①②のいずれも満たす場合（予定を含む）です。
 - ①平成31年4月1日から令和5年3月31日までに縁組成立前養育を開始していること。
 - ②令和4年4月1日から令和5年3月31日までに、手数料を支払っていること。
（令和5年4月1日以降の支払いについては、令和5年度の助成事業の補助対象となりません。）



- あっせん機関に対して支払った手数料について、1人（世帯）当たり40万円を上限として補助を行います。
- 補助の回数は、1回のあっせんごとに1回に限ります。
- 縁組成立前養育開始時点及び手数料支払い時点において、都内（児童相談所設置区を除く）に居住している必要があります。

3 交付申請の手続き

- ・ 6ページ 「交付申請必要書類一覧・チェックリスト」
 - ・ 7、8ページ 「交付申請書の記載例」
- も併せてご確認ください。

【必要書類】

	必要書類	備考
1	東京都養子縁組民間あっせん機関助成事業補助金（変更）交付申請書（様式2）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原本をご提出ください。本人控えとしてコピーをとってください。
2	所要額調書（養親希望者手数料負担軽減事業）（別紙5）	
3	東京都養子縁組民間あっせん機関助成事業 手数料支払証明書（別紙6）	<ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん事業者が記入する書類です。9ページの「6 東京都養子縁組民間あっせん機関助成事業～手数料支払証明書（別紙5）の記載例」に基づき、あっせん機関が記入したものを、東京都にご提出ください。 ・ 原本をご提出ください。本人控えとしてコピーをとってください。
4	住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都内に居住していること、続柄を確認するための書類です。 ・ <u>申請日から3か月以内</u>に発行されたものに限りです。 ・ 原本をご提出ください。<u>マイナンバー</u>の記載は不要です。 ・ 交付申請の時点で縁組成立前養育を開始していない場合は、実績報告の際に再度ご提出いただきます。
5	あっせん機関が発行した領収書のコピー （※交付申請の時点であっせん機関に手数料を支払い、領収書の交付を受けている場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん機関へ支払った手数料の金額を確認するための書類です。 ・ コピーをご提出ください。領収書原本はお手元で保管してください。 ・ 交付申請の時点で手数料を支払っていない場合には、実績報告の際にご提出いただきます。

【申請方法・送付先】

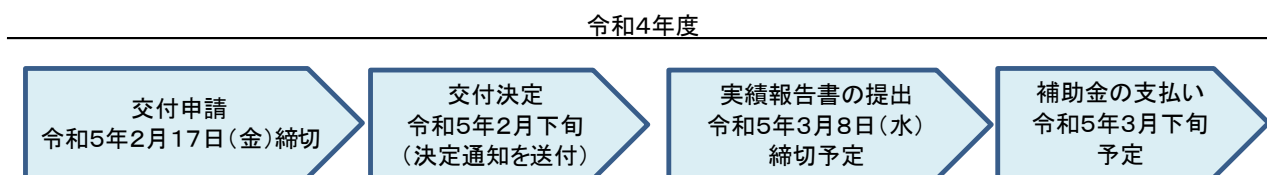
- 申請は郵送でお願いします。
- 簡易書留や特定記録郵便など、差出・配達証明される郵便をお勧めします。

住所：163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎28階
 宛先：東京都福祉保健局 少子社会対策部 育成支援課 里親担当
 （養親希望者手数料負担軽減事業）
 電話：03-5320-4135（平日9時～12時、13時～17時）

【補助金支払いまでの流れ】

① 第1回交付

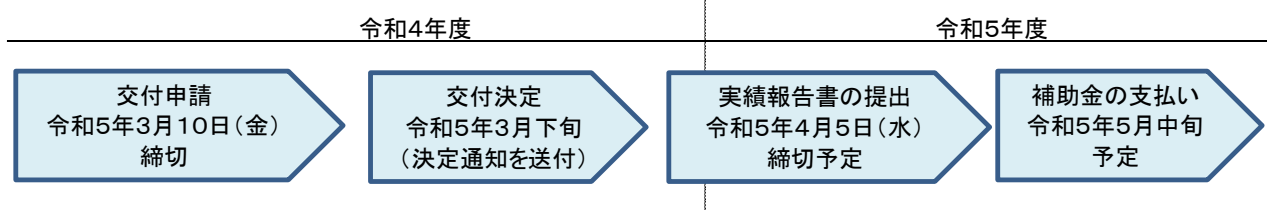
令和5年1月31日（火）までに縁組成立前養育を開始し、手数料を支払った方



② 第2回交付

令和5年3月31日（金）までに縁組成立前養育を開始し、手数料を支払った方（予定含む）

※①の締め切りに間に合わなかった方は②でも申請できます。



- 交付申請を受けて、交付決定の通知をお送りします。
- 交付決定の後、実績報告書の提出が必要です。
実績報告書の提出については、交付決定の通知を送付する際に、別途お知らせいたします。
- 上記①のスケジュールで提出された方でも、書類の不備などがあった場合は②のスケジュールでお支払いいたします。

【支払いに当たっての注意事項】

- 補助金は口座振込でお支払いします。
- 振込先口座は、申請者名義の口座を指定していただきます。（旧姓や配偶者名義の口座は指定できません。）
- ゆうちょ銀行の口座を振込先に指定する場合には、振込専用の店名・預金種目・口座番号が必要です。
- 東京都の公金取扱金融機関でない金融機関を指定することはできません。（インターネットバンク等）

東京都の公金取扱金融機関については、東京都会計管理局ホームページ
「東京都公金を納付できる金融機関一覧」をご確認ください。
(<http://www.kaikeikanri.metro.tokyo.jp/koukinshuunou.htm>)

【その他の留意点】

- 申請書添付書類の発行等にかかる手数料及び切手代等郵送に係る費用などは、申請者の負担になります。
- 補助金の交付決定等は書面にてお知らせします。住民票で確認した住所以外に送付することはできませんので、申請後に転居をする場合などは転送届を郵便局に提出してください。
- 申請書類に不備や不足があった場合は、確認や追加提出依頼のために都担当者から連絡することがあります。（原則として、申請者の電話番号にご連絡します。都担当者から連絡をする際、プライバシー等特段の配慮が必要な方は、その旨（連絡する携帯電話番号等について具体的に）メモにてお書き添えください。）
- 提出いただいた書類は返却できません。コピー等を取った上でご提出ください。
- 本事業で受け取った補助金は、各人にとって所得税法上の「一時所得」となります。本補助金以外に一時所得がある場合、合計額によっては税務署への確定申告が必要です。確定申告の方法などは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

4 交付申請必要書類一覧・チェックリスト

養親希望者手数料負担軽減事業 交付申請提出書類一覧・チェックリスト

No	提出書類	☑
交付申請様式		
1	東京都養子縁組民間あっせん機関助成事業補助金(変更)交付申請書(様式2)	<input type="checkbox"/>
	申請年月日は記載していますか。	<input type="checkbox"/>
	住所は住民票に記載してある住所と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
	申請年月日の時点で都内に居住していますか。	<input type="checkbox"/>
	※振込先口座は、申請者名義の口座を指定していただきます。	<input type="checkbox"/>
2	所要額調書(養親希望者手数料負担軽減事業)(別紙5)	<input type="checkbox"/>
	申請者は交付申請書(様式2)の申請者と同一ですか。	<input type="checkbox"/>
	住所は住民票に記載してある住所と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
	養子縁組あっせん契約締結(予定)年月日、縁組成立前養育開始(予定)年月日は、手数料支払証明書(別紙6)に記載してある年月日と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
	縁組成立前養育開始(予定)年月日の時点で、都内に居住していますか。	<input type="checkbox"/>
	補助金算定額表の総事業費の欄には、あっせん機関に支払った手数料の総額を記載していますか。また、手数料支払証明書(別紙6)に記載してある領収(予定)金額と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
3	東京都養子縁組民間あっせん機関助成事業 手数料支払証明書(別紙6)	<input type="checkbox"/>
	※本様式は、あっせん機関が記入します。 東京都には原本の送付が必要です。本人控えとして、コピーを取ってください。	<input type="checkbox"/>
	養子縁組あっせん契約締結(予定)年月日、縁組成立前養育開始(予定)年月日、あっせん手数料の領収(予定)日・領収(予定)金額を確認しましたか。	<input type="checkbox"/>
その他参考となる資料		
1	住民票の写し	<input type="checkbox"/>
	申請日から3か月以内に発行されたものですか。	<input type="checkbox"/>
	申請者・配偶者それぞれの氏名の記載がありますか。	<input type="checkbox"/>
	続柄で夫婦であることが確認できますか。	<input type="checkbox"/>
2	あっせん機関が発行した領収書のコピー	<input type="checkbox"/>
	※交付申請の時点であっせん機関に手数料の支払いを行っており、あっせん機関から領収書の交付を受けている場合には、領収書のコピーを添付してください。	<input type="checkbox"/>
	領収書の日付は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの日付ですか。	<input type="checkbox"/>
	領収書の日付は、手数料支払証明書(別紙6)のあっせん手数料の領収日と一致していますか。	<input type="checkbox"/>
	領収書の金額は、手数料支払証明書(別紙6)のあっせん手数料の領収金額と一致していますか。	<input type="checkbox"/>

5 交付申請書の記載例

様式2 (交付申請・都民向け)

令和 年 月 日

東京都知事 殿

※色がついているセルに入力してください。それ以外のセルには、自動で入力されます。

住所 東京都新宿区西新宿
二丁目8番1号

申請者氏名 東京 太郎

東京都養子縁組民間あっせん機関助成事業補助金(変更)交付申請書

※申請者氏名は、振込先口座の口座名義人と同一である必要があります。

標記について、下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 400,000

2 所要額調書(養親希望者手数料負担軽減事業)(別紙5)

3 東京都養子縁組民間あっせん機関助成事業 手数料支払証明書(別紙6)

4 その他参考となる資料

(別紙5)所要額調書の都補助所要額が自動で入力されます。

所要額調書 (養親希望者手数料負担軽減事業)

※色がついているセルに入力してください。それ以外のセルには、自動で入力されます。

申請者	フリガナ トウキョウ タロウ	住所	(〒163-8001) (電話番号 03 - 1234 - 5678) 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
氏名	東京 太郎	住所	(〒163-8001) (電話番号 03 - 1234 - 5678) 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
配偶者	フリガナ トウキョウ ハナコ	住所	(〒163-8001) (電話番号 03 - 1234 - 5678) 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
氏名	東京 花子		

○あっせん事業の概要

事業者名	●●●●	事業者の所在地
		(〒〇〇-〇〇〇〇) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
養子縁組あっせん契約締結(予定)年月日	△△年△△月△△日	縁組成立前養育開始(予定)年月日 ■■年■■月■■日

○補助金算定額表

総事業費	基準額	選定額	都補助基本額	補助率	都補助所要額	備考
(A)	(B)	(C)	(D) = (C)	(E)	(F) = (D) * (E)	
円	円	円	円		円	
1,500,000	400,000	400,000	400,000	10/10	400,000	

- (注) 1 「総事業費」の欄は、あっせん事業者に支払った手数料の総額を記載すること。
 2 「基準額」の欄は、補助要綱の別表に掲げる基準額を記載すること。
 3 「選定額」の欄は、「総事業費」及び「基準額」とを比較して、少ない額を記載すること。
 4 「都補助基本額」の欄は、「選定額」と同額を記載すること。
 5 「都補助所要額」の欄は、「都補助基本額」に補助率を乗じた額を記載すること。(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を記載すること。)

6 あっせん事業者ご担当者様へ

～ 東京都養子縁組民間あっせん機関助成事業 手数料支払証明書（別紙6）の記載例

別紙6（交付申請・都民向け）

東京都養子縁組民間あっせん機関助成事業 手数料支払証明書

年 月 日

東京都知事 殿

あっせん事業者の名称 ●●●●

所在地 ○○○○○○○○○○○○○

電話番号 △△-△△△△-△△△△

代表者氏名 □□ □□

印

【あっせん事業者様】
 本様式を記載する時点で、
 ・養親希望者からすでに手数料の支払いを受けている場合
 →「受けたこと」に○
 ・これから支払いを受ける場合
 →「受ける予定であること」に○ を付けてください。

下記のとおり、東京都養子縁組民間あっせん機関助成事業の対象となるあっせん手数料の支払いを

- ・受けたこと
- ・受ける予定であること

を証明します。

あっせん事業者記入欄

あっせん事業の許可を受けた日	○○年 ○○月 ○○日
----------------	-------------

【あっせん事業者様】
 事業所が所在する都道府県知事から許可を受けた日付を、記載してください。

養親(希望者)情報記入欄

	申請者	配偶者
フリガナ	トウキョウ タロウ	トウキョウ ハナコ
養親氏名	東京 太郎	東京 花子
養親の住所	〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
養子縁組あっせん契約締結(予定)年月日	△△年 △△月 △△日	
縁組成立前養育開始(予定)年月日	■■年 ■■月 ■■日	
あっせん手数料の領収(予定)日 領収(予定)金額	領収(予定)日	◇◇年 ◇◇月 ◇◇日
	領収(予定)金額	1,500,000 円

【あっせん事業者様】
 支払いが同一年度内で複数に渡る場合は、それぞれの支払いごとに本証明書を作成してください。

<注意事項>

- ※ あっせん契約締結日は、あっせん事業の許可を受けた日以降であることが必要です。
- ※ 縁組成立前養育開始年月日は平成31年4月1日以降、あっせん手数料の領収年月日は令和4年4月1日以降、それぞれ令和5年3月31日の間であることが必要です。